

參考資料

資料1 草加市環境基本条例

〔平成12年3月28日〕
〔条 例 第 18 号〕

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的な施策等（第7条—第24条）

第3章 環境審議会（第25条—第32条）

附則

私たちのまち草加は、綾瀬の川の流れと草加松原をシンボルとして、歴史と文化を築き発展してきた。

都市としての発展に伴う人口の急増や工場の進出により、水質汚濁、大気汚染、悪臭など様々な公害問題が発生したが、公害防止対策を進め、その解決に努めてきた。

しかし、近年になり、生活排水による水質汚濁、自動車の排気ガスによる大気汚染、廃棄物の増大、緑の減少など、都市・生活型の環境問題が拡大するとともに、ダイオキシン類など新たな有害物質の問題が発生している。

私たちの社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさを高める一方、資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせ、環境の保全及び創造を推進し、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくるため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、現在及び将来の市民がうるおいと安らぎのある恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、すべての者が環境への負荷を低減するため、自主的かつ積極的に行動することによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

（1）事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

（2）事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

（3）再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を使用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する基本的な施策等

（施策の策定等に当たっての環境への配慮）

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全等について配慮するものとする。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、草加市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関する長期的な目標、総合的な施策の大綱その他環境の保全等に関する必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

（報告書の作成）

第10条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

（事業等に係る環境への配慮）

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、当該事業を実施するに際し、その事業が環境に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全上の支障を防止するための規制措置）

第12条 市は、公害（放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染によるものを除く。）の原因となる行為及び環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

（助成措置）

第13条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等のための適切な措置をとることを助長するため、必要があると認められるときは、適正な助成措置を講ずるように努めるものとする。

（資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進）

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民に対し、資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を図るものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用の推進に努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の推進等）

第15条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- (民間団体等の環境の保全等に関する活動の促進)
- 第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- (情報の提供)
- 第17条 市は、第15条の教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。
- (市民の意見の反映)
- 第18条 市は、環境の保全等の施策に、市民の意見を反映することができるように努めるものとする。
- (監視等の体制の整備)
- 第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、巡視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。
- (環境監査)
- 第20条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境監査に関し調査研究を行うとともに、その普及に努めるものとする。
- (民間団体等との連携)
- 第21条 市は、環境の保全等に関する施策が民間団体等の積極的な参加と協働により効果的に推進されるようその連携に努めるものとする。
- (総合調整のための体制の整備)
- 第22条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な体制を整備するものとする。
- (地球環境の保全)
- 第23条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。
- 2 市は、国、埼玉県及び関係機関と連携して、地球環境の保全に関し、技術及び情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。
- (国及び他の地方公共団体との協力)
- 第24条 市は、広域的な取り組みが必要とされる環境の保全等の施策の策定及び実施に当たっては、国、埼玉県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第3章 環境審議会

- (環境審議会の設置)
- 第25条 環境保全等に関する基本的事項を審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、草加市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- (所掌事項)
- 第26条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。
- (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 公害防止に関すること。
 - (3) 自然保護に関すること。
 - (4) 地球環境に関すること。
 - (5) その他環境の保全等に関し必要なこと。
- (組織)
- 第27条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 市民
 - (2) 事業者
 - (3) 学識経験のある者
 - (4) 関係団体の役職員
 - (5) 関係行政機関の職員
- (任期)
- 第28条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長及び副会長)
- 第29条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
 - 3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第30条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(関係者の出席)

第31条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
(委任)

第32条 第25条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則（平成12年条例第18号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年5月1日から施行する。
(草加市生活環境保全に関する基本条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 草加市生活環境保全に関する基本条例（昭和47年条例第47号。以下「旧草加市生活環境保全に関する基本条例」という。）
 - (2) 草加市公害対策審議会条例（昭和45年条例第43号）
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際旧草加市生活環境保全に関する基本条例第6条の規定により実施している施策は、この条例第4条の規定により実施している施策とみなす。

資料 2 達成目標の状況と見直し理由

(1) 長期達成目標

長期達成目標（令和 17 年度（2035 年度）達成目標）の状況

指標	単位	基準値 (平成 26 年度 2014 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	目標値 (令和 17 年度 2035 年度)
オイカワ等が繁殖できる水質 (綾瀬川の水質基準)	—	河川類型 C	河川類型 C	河川類型 B
市内で確認された猛禽類（鳥類）の 子育て（繁殖・営巣）	種	1	1	4
市内から排出される温室効果ガス排出量 (平成 17 年度（2005 年度） 1,346 千 t-CO ₂) 比	千 t-CO ₂	1,327 (削減率 1%) (平成 24 年度 2012 年度)	1,171* (削減率 13%) (平成 28 年度 2016 年度)	270 (約 80%削減)
大気、騒音・振動、ダイオキシン類の 環境基準達成割合	%	84.6	85.7	100
まちなみの美しさに対する市民の満足度	%	12.7	41.8	50.0
地域の環境活動に参加したことがある 市民の割合	%	15	13.6	50

*平成 17 年度（2005 年度）を基準として、電力排出係数を 0.368 kg-CO₂/kWh で固定して温室効果ガス排出量を算定しているため、本計画の第 2 章における現状値（平成 28 年度（2016 年度）1,277 千 t-CO₂）とは異なる値となっています。

見直し後の長期達成目標（令和 17 年度（2035 年度）達成目標）

指標	単位	目標値 (令和 17 年度 2035 年度)	見直し理由
オイカワ等が繁殖できる水質 (綾瀬川の水質基準)	—	河川類型 B	目標未達成のため目標値を継続した。
市内で確認された猛禽類（鳥類）の 子育て（繁殖・営巣）	種	4	目標未達成のため目標値を継続した。
市内から排出される温室効果ガス排出量 (平成 25 年度（2013 年度） 1,365 千 t-CO ₂) 比	千 t-CO ₂	896 (34%削減)	平成 28 年度（2016 年度）に閣議決定された国の新たな「地球温暖化対策計画」に基づき、基準年度及び目標を変更した。
大気、騒音・振動、ダイオキシン類の 環境基準達成割合	%	100	目標未達成のため目標値を継続した。
まちなみの美しさに対する市民の満足度	%	70.0	目標の達成状況を踏まえて、より高い目標へと変更した。
地域の環境活動に参加したことがある 市民の割合	%	50	目標未達成のため目標値を継続した。

(2) 短期達成目標

短期達成目標（令和元年度（2019年度）達成目標）の状況

指標		単位	基準値 (平成 26 年度 2014 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	目標値 (令和元年度 2019 年度)
河川 水質 B O D 75 % 値	綾瀬川（中曽根橋）	mg/l	3.6	2.5	3.4
	綾瀬川（手代橋）	mg/l	3.5	2.5	3.3
	古綾瀬川（綾瀬川合流地点前）	mg/l	4.4	3.4	4.2
	伝右川（伝右橋〈下〉）	mg/l	2.9	2.6	2.7
	毛長川（鷺宮橋）	mg/l	2.5	2.1	2.3
	辰井川（上町境橋）	mg/l	3.6	3.1	3.4
河川異常水質事故件数		件	22	19	18
古綾瀬自然ひろばで確認された鳥類の種数		種	—	14	27
公園・広場等の面積		ha	52.82	57.82	53.14
緑化推進団体の数		団体	40	44	45
市内から排出される温室効果ガス排出量 基準年（平成 17 年度（2005 年度） 1,346 千 t-CO ₂ ）比		千 t-CO ₂	1,327 (削減率 1%) (平成 24 年度 2012 年度)	1,171* (削減率 13%) (平成 28 年度 2016 年度)	1,050 (22%削減)
太陽光発電システムの年間発電量		MWh	10,308	—	14,000
市民 1 人 1 日当たり可燃ごみ排出量		g	523	503	504
資源化率		%	20	18.6	21.7
大気、騒音・振動、ダイオキシン類の 環境基準達成割合		%	84.6	85.7	92
まちなみの美しさに対する市民の満足度		%	12.7	41.8	20
市内 4 駅周辺における昼間の 放置自転車数		台	105	62	65
エコライフデイへ取り組む市民の数		人	71,655	70,035	73,000
草加環境推進協議会との協働による イベント等の参加者の満足度		%	—	74.0	90

*平成 17 年度（2005 年度）を基準として、電力排出係数を 0.368 kg-CO₂/kWh で固定して温室効果ガス排出量を算定しているため、本計画の第 2 章における現状値（平成 28 年度（2016 年度）1,277 千 t-CO₂）とは異なる値となっています。

見直し後の短期達成目標（令和 5 年度（2023 年度）達成目標）

指標		単位	目標値 (令和 5 年度 2023 年度)	見直し理由
河川水質 B O D 7 5 % 値	綾瀬川（中曽根橋）	mg/l	2.2	すべての地点で目標を達成していたため、直近年数年の経年変化より、改めて目標値を算出し、より高い目標を設定した。また、古綾瀬川（綾瀬川合流地点前）については、長期目標の河川類型Bの水質基準を満足する値を設定した。
	綾瀬川（手代橋）	mg/l	2.2	
	古綾瀬川（綾瀬川合流地点前）	mg/l	3.0	
	伝右川（伝右橋〈下〉）	mg/l	2.3	
	毛長川（鷺宮橋）	mg/l	1.9	
	辰井川（上町境橋）	mg/l	2.9	
河川異常水質事故件数		件	0	水質異常事故については、本来あってはならないため厳しい目標を設定した。
古綾瀬自然ひろばで確認された鳥類の種数		種	27	目標の達成に至っていないため、見直し前の目標に、引き続き取り組んでいくこととした。
公園・広場等の面積		ha	58.19	目標を達成したため、今後の計画等を踏まえ、より高い目標を設定した。
緑化推進団体の数		団体	49	過年度の推移状況を踏まえて、より高い目標へと変更した。
ビオトープ保全活動参加者数		—	月平均 50 人以上	「生物多様性そうか戦略」との整合を図るため、新規に短期目標として設定した。
市内から排出される温室効果ガス排出量 （平成 25 年度（2013 年度） 1,365 千 t-CO ₂ ）比		千 t-CO ₂	1,133 (17%削減)	平成 28 年度（2016 年度）に閣議決定された国の新たな「地球温暖化対策計画」に基づき、基準年度及び目標を変更した。
市内の太陽光発電システムの導入容量		kW	21,000	太陽光発電システムの年間発電量の把握ができない状況となったため、新たな目標を設定した。
市民 1 人 1 日当たり可燃ごみ排出量		g	495	目標を達成しているため、新たな目標を設定した。目標値の設定に当たっては、「食品ロス」等の廃棄物排出削減の普及状況を踏まえて設定した。
資源化率		%	19.8	「草加市ごみ処理基本計画」の将来予測を基に目標を設定した。（急速なペーパーレス化等により、新聞・雑誌等の古紙等集団回収量が近年大幅に減少しており、今後も減少していくと予想される。）
大気、騒音・振動、ダイオキシン類の環境基準達成割合		%	92	目標の達成に至っていないため、見直し前の目標に、引き続き取り組んでいくこととした。
まちなみの美しさに対する市民の満足度		%	50	目標値 20%のところ、現状値：平成 30 年度（2018 年度）実績 41.8%のため、目標値 50%としています。
市内 4 駅周辺における昼間の放置自転車数		台	55	目標を達成したため、今後の計画等を踏まえ、より高い目標を設定した。
エコライフデイへ取り組む市民の数		人	73,000	目標の達成に至っていないため、見直し前の目標に、引き続き取り組んでいくこととした。
草加環境推進協議会との協働によるイベント等の参加者の満足度		%	90	目標の達成に至っていないため、見直し前の目標に、引き続き取り組んでいくこととした。
そうか生きもの調査 集合調査会への参加者数		—	年 300 人以上	「生物多様性そうか戦略」との整合を図るため、新規に短期目標として設定した。

資料 3 計画に関連する SDGs の取組

目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



	ターゲット
3.9	2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。【環境目標 1、環境目標 4】

目標 4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



	ターゲット
4.7	2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。【環境目標 5】

目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



	ターゲット
6.3	2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する。【環境目標 1】
6.6	2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。【環境目標 1、環境目標 2】

目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



	ターゲット
7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。【環境目標 3】
7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。【環境目標 3、環境目標 5】

目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



	ターゲット
9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。【環境目標 1、環境目標 3】

目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



	ターゲット
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。【環境目標 2】
11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。【環境目標 5】
11.7	2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。【環境目標 2】

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する



	ターゲット
12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。【環境目標 1、環境目標 4】
12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。【環境目標 3】
12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。【環境目標 1、環境目標 4】
12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。【環境目標 3】
12.8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。【環境目標 3、環境目標 5】

目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



	ターゲット
13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。【環境目標2、環境目標3】
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。【環境目標3】

目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



	ターゲット
15.1	2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。【環境目標2】
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。【環境目標2】
15.8	2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。【環境目標2】

目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



	ターゲット
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。【環境目標5】

資料4 計画の策定経過

日時		検討内容
令和元年 (2019年)	7月10日	ワーキンググループ第1回会議の実施
	7月26日	令和元年度第1回草加市環境審議会での概要説明
	7月31日	草加環境推進協議会例会での概要説明
	8月22日	ワーキンググループ第2回会議の実施
	9月19日	草加環境推進協議会例会での意見交換
	10月3日	草加環境推進協議会環境基本計画検討会(第1回)での検討
	10月15日	令和元年度第2回草加市環境審議会での協議
	10月29日	草加環境推進協議会環境基本計画検討会(第2回)での検討
	10月30日	草加環境推進協議会例会での意見交換
	11月13日	令和元年度第3回草加市環境審議会での協議
	12月20日～1月20日	パブリックコメントの実施
令和2年 (2020年)	2月14日	令和元年度第4回草加市環境審議会での協議
	3月16日	草加市環境審議会からの答申
	3月	パブリックコメント結果の公表
	3月	最終案の決定(市長決裁)

■組織の説明

草加市環境審議会	市民、学識経験者、関係団体などで構成し、環境に関する基本的事項を調査する組織
草加環境推進協議会	市内の複数の環境団体で構成し、啓発や環境整備施設の維持管理など、「人と自然がともに生きるまち 草加」の実現に向け活動する団体
草加環境推進協議会 環境基本計画検討会	草加環境推進協議会の環境基本計画を検討する組織
環境会議	環境基本計画の推進及び進行管理を行う、副市長・教育長・部局長・市長室長による組織
ワーキンググループ	環境指導員会議に先立ち、庁内の意見の集約と検討を行う市の関係各課担当者の組織
環境指導員会議	環境会議に先立ち、庁内の意見の集約と検討を行う市の副部長級の組織

資料5 草加市環境審議会名簿

令和元年（2019年）7月18日現在
任期 令和元年（2019年）7月18日～令和3年（2021年）7月17日

役職	氏 名	区分	団体等
会長	瀬田 恵之	学識経験者	環境カウンセラー
副会長	菅 藤男	関係団体の役職員	（公財）埼玉県生態系保護協会 草加・八潮支部
	中田 照夫	市民	公募
	風見 泰子	市民	公募
	森永 功	市民	草加市町会連合会
	勝浦 雅和	事業者	草加商工会議所
	松村 周憲	事業者	草加八潮工業会
	渡邊 明男	事業者	草加市農業振興協議会
	一之瀬 高博	学識経験者	獨協大学
	小林 憲生	学識経験者	埼玉県立大学
	宮田 尚美	学識経験者	NPO法人 埼玉エコ・リサイクル連絡会
	渡邊 明海	関係団体の役職員	草加環境推進協議会
	西谷 栄子	関係団体の役職員	草加市女性会議
	成尾 耕治	関係行政機関の職員	埼玉県越谷環境管理事務所
	長棟 美幸	関係行政機関の職員	埼玉県草加保健所

資料6 温室効果ガス排出量の将来推計手法

令和5年度（2023年度）及び令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量について、直近年（平成28年度（2016年度））の現況推計結果より将来推計を行いました。

各部門の将来推計手法は、以下のとおりです。

●将来温室効果ガス排出量の推計方法

部門	温室効果ガス排出量の推計手法
産業部門	■人口変動 直近年の産業部門排出量に推計年度の人口増減率（2023 年度値（推計値）または2030 年度値（推計値）/2016 年度値）を乗じて推計 ■電力排出係数の低減 直近年の産業部門電力消費量に人口変動の影響を考慮の上、直近年及び低減後の電力排出係数（2016 年度：0.49 kg-CO₂、2023 年度：0.43kg-CO₂、2030 年度：0.37kg-CO₂）に基づき推計 ■国の省エネルギー対策等 国の省エネルギー対策における削減見込量に按分指標（草加市/国）を乗じて推計
家庭部門	■人口変動 直近年の家庭部門排出量に推計年度の人口増減率（2023 年度値（推計値）または2030 年度値（推計値）/2016 年度値）を乗じて推計 ■電力排出係数の低減 直近年の家庭部門電力消費量に人口変動の影響を考慮の上、直近年及び低減後の電力排出係数（2016 年度：0.49 kg-CO₂、2023 年度：0.43kg-CO₂、2030 年度：0.37kg-CO₂）に基づき推計 ■国の省エネルギー対策等 国の省エネルギー対策における削減見込量に按分指標（草加市/国）を乗じて推計
業務部門	■人口変動 直近年の業務部門排出量に推計年度の人口増減率（2023 年度値（推計値）または2030 年度値（推計値）/2016 年度値）を乗じて推計 ■電力排出係数の低減 直近年の業務部門電力消費量に人口変動の影響を考慮の上、直近年及び低減後の電力排出係数（2016 年度：0.49 kg-CO₂、2023 年度：0.43kg-CO₂、2030 年度：0.37kg-CO₂）に基づき推計 ■国の省エネルギー対策等 国の省エネルギー対策における削減見込量に按分指標（草加市/国）を乗じて推計
運輸部門	■人口変動 直近年の運輸部門排出量に推計年度の人口増減率（2023 年度値（推計値）または2030 年度値（推計値）/2016 年度値）を乗じて推計 ■国の省エネルギー対策等 国の省エネルギー対策における削減見込量に按分指標（草加市/国）を乗じて推計

資料7 用語集

●あ行

アイドリング・ストップ

自動車などが走行していないとき、エンジンをつけたままにしている状態をアイドリングといい、そのアイドリングを停止させること。燃料消費の無駄を減らし、大気汚染物質や温室効果ガスの削減に効果があることから、自動的に行う機構を採用する車種が増えている。

アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、日本では、平成元年（1989年）に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

エコ・クッキング

環境に配慮した料理をすることだけでなく、「買い物」「調理」「片づけ」の一連の流れを通して、環境にやさしい食生活を送ること。

エコチューニング

低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコドライブ

不要なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキといった行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策であり、二酸化炭素（CO₂）などの排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エコライフ

大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直し、省エネやごみ減量など、環境に配慮して生活すること。

エコライフチェックシート

行動項目を示したチェックシートによる取組は、削減効果の視覚化が図られ、省エネ、省資源行動の意識付け、動機付けに有効である。「草加わが家の環境宣言」は1日、1週間、1か月の行動項目を家族でチェックするシートとして、普及・啓発している。

エネルギーミックス

発電設備には水力、石油火力、石炭火力、LNG（液化天然ガス）火力、原子力、太陽光や風力等のさまざまな種類があり、それぞれの特性を踏まえ、経済性、環境性、供給安定性などの観点から電源構成を最適化することをいう。

屋上緑化

ヒートアイランド現象の対策、建築物の断熱性、景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植えて緑化すること。同様に、建物の外壁を緑化することを「壁面緑化」といい、つる性の植物を植栽し、窓を覆うように繁茂させることを「みどりのカーテン」とよぶ。

オゾン層の破壊

フロンが引き起こす現象であり、かつてはスプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤などからフロンが排出されていた。オゾン層は太陽光線の中の有害な紫外線を吸収することにより、生命を保護する役割を果たしているが、フロンは大気中でほとんど分解されず、成層圏中のオゾンを破壊してしまう。オゾン層が減少すると、地表に達する有害紫外線の量（UV-B）が増え、皮膚ガンや白内障などの増加、免疫機能の低下や成長阻害をはじめとする生態系への影響など様々な悪影響が引き起こされる可能性があることから、フロン排出抑制法等により、現在はフロン類の回収が推進されている。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO₂）やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類としている。

●か行

海洋プラスチックごみ対策アクションプラン

世界全体で連携して取り組むべき喫緊の課題である海洋プラスチックごみによる環境汚染について、「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組むための国の具体的な取組を取りまとめたもの。

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種であり、マングース、ブラックバス、アメリカシロヒトリなどが知られている。

外来種のうち、移入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に「侵略的な外来種」と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことであり、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO₂）や、大気汚染の原因物質である硫酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがある。有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

環境基準

「環境基本法」第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるものであり、ここまでは汚染してもよい、またはこれを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境基本計画

「環境基本法」第15条の規定に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画であり、平成6年（1994年）に第一次計画、平成12年（2000年）に第二次計画、平成18年（2006年）に第三次計画、平成24年（2012年）に第四次計画、平成30年（2018年）に第五次環境基本計画が閣議決定された。

『第五次環境基本計画』では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具現化するための6つの重点戦略を進めることにより、持続可能な社会を実現することとしている。

環境基本法

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

環境指標

環境の状況やそれを左右する要因、環境を保全・改善する対策の進行状況を測る「ものさし」を示す。例えば、オイカワは水質の悪化などが原因で生息分布が減少することから、オイカワの生息分布は水辺環境の指標になる。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響のうち、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム（EMS）

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組みである。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画（Plan）をたてて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Action）を行う仕組みで、このPDCAサイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

緩和策

温室効果ガスの排出削減と吸収源の対策により地球温暖化の進行を食い止めるための対策であり、省エネや再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギー、植物によるCO₂の吸収源対策などが挙げられる。

気候変動適応計画

気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応法に基づき、平成30年（2018年）11月27日に「気候変動適応計画」が閣議決定された。

この計画の第1章では、気候変動適応に関する施策の基本的方向（「目標」「計画期間」「関係者の基本的役割」「基本戦略」「進捗管理等」）、第2章では気候変動適応に関する分野別施策（「農業・森林・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」）、第3章では気候変動適応に関する基盤的施策について記載している。

気候変動適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちにに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

気候変動適応法

地球温暖化による気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動適応に関する計画を策定し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供やその他必要な措置を講ずること、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律である。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

昭和63年（1988年）に、UNEPとWMOにより設立された。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

クールシェア

夏の節電対策の一つであり、一人で1台のエアコンを使用するのではなく、家庭や町の中の涼しい場所になるべく複数の人で集まって過ごすように心がけることで、節電につなげようとするもの。

クール・チョイス

脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」「サービスの利用」「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動である。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。平成13年（2001年）には国等によるグリーン調達促進を定める「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されている。

グリーンコンシューマ

環境ラベルの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入したりするなど、環境に配慮した行動をする消費者をいう。環境に配慮した製品をあえて購入するという環境保護意識の高い消費者である。このような消費者が増大することで、リサイクル商品をはじめとする環境配慮商品が市場に出回る効果を持つ。

コージェネレーションシステム

熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称であり、国内では「コージェネ」あるいは「熱電併給」と呼ばれる。内燃機関（エンジン、タービン）や燃料電池で発電を行ってその際に発生する熱を活用する方法、蒸気ボイラーと蒸気タービンで発電を行って蒸気の一部を熱として活用する方法がある。

光化学スモッグ

春から秋にかけて、風が弱く晴れた日に、大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である光化学オキシダントなどが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる状態をいう。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に含まれる有用資源の再資源化を促進するために制定された法律である。使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質の管理等の廃棄物適正処理を図ることで、循環型社会形成を推進することとしている。

●さ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称である。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

資源化率

家庭から出た「ごみ」のうち、新たに再生資源として生まれ変わった割合のこと。例えば、粗大ごみや不燃ごみは、リサイクルセンターで破砕処理をし、様々な破片に分解したあと、物質の種類ごとに分別・集約し、それをまとめて原材料として市場へ循環させる。多くの「ごみ」は資源化が可能である。

資源有効利用促進法

資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律である。「再生資源利用促進法」（平成3年制定）を抜本的に改正し「資源有効利用促進法」と名称を改め、平成12年（2000年）に制定された。

同法は、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたりリサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり部品などを再使用するべき業種など7項目について、業種や製品を具体的に指定している。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標であり、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成された。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12年（2000年）に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義されている。

浄化槽

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び清掃法では、生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理できる合併処理浄化槽のことを指す。これに対して、し尿のみを処理するみなし浄化槽を単独処理浄化槽という。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品リサイクル

食品の売れ残りや食べ残し、食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用を行うこと。

食品ロス

食べ残しや買いすぎにより、食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする法律。

親水・親水空間

親水とは、河川、湖沼などへ近づいて散策したり、水遊び、釣りなどを楽しむことができ、人々が水辺の景観や自然などに親しみを感じられることをいう。

河川ではかつて、コンクリート3面張りの護岸整備や水質汚濁が進み、人々と河川の距離が離れてしまった。そこで、川に人々を呼び戻すため、多自然川づくりによって川の水に触れられるような護岸整備が進んでいる。最近では、単に「水に親しむ」ことだけでなく、公園を整備したり、魚類や昆虫などとの共存を目指した取組も親水活動の一環ととらえられている。

生産緑地

良好な都市環境の形成や災害時の避難地として貴重な役割をもつ市街地の農地を保全するため、「都市計画法」に基づく地域地区として指定を受けた農地のこと。固定資産税を軽減する一方、30年にわたり農地として保全する義務がある。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などのあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生態系ネットワーク

すぐれた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保するネットワークのこと。

生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念である。

生物多様性条約など一般には、

- ・ 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
- ・ 様々な生物種が存在する＝種の多様性
- ・ 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性そうか戦略

第二次草加市環境基本計画に基づき、生物多様性の保全と活用に向けた取組を重点的に進め、市民や事業者等に生物多様性に対する理解の促進を図るために平成31年（2019年）3月に策定した計画のこと。

生物多様性基本法

平成20年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性保全県戦略（埼玉県）

平成30年（2018年）に策定された、埼玉県の生物多様性地域戦略のこと。埼玉県の生物多様性の保全を目的とし、生物多様性に関わりの深い自然環境分野に限らず、農林業、河川整備、都市地域の緑の創出等の各分野において、自然環境への配慮や生態系の再生・保全、これらを維持していくための担い手の育成等、生物多様性の保全に資する取組内容を示している。

創エネルギー

エネルギーを生産すること。エネルギーを節約する（省エネ）だけではなく、太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファームなど）を利用して積極的にエネルギーを作り出していくという考え方を指す。

草加市役所エコ計画―第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）―

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、温室効果ガス排出抑制のための行動計画のこと。草加市では略称「エコ計画」と呼び、全庁で取り組んでいる。

●た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をいい、プラスチックや漂白された紙を燃やした場合など、廃棄物の焼却過程で主に生成される毒性の強い物質。分子構造の違いによって、PCDD は75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の仲間があり、それぞれ異なる毒性をもっている。急性毒性、慢性毒性、発ガン性、生殖毒性・免疫毒性、催奇形性があると考えられていて、具体的には心筋障害、肝臓の代謝障害、免疫異常、子宮内膜症などの影響の恐れがある。

大気汚染

大気中の微粒子や有害な気体成分が増加し、人の健康や環境に悪影響をもたらすこと。昭和43年（1968年）に制定された大気汚染防止法で「工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等」により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任等について定めている。

太陽光発電

太陽光などの光の照射を受けて、そのエネルギーを直接電気エネルギーに変える半導体装置のこと。光起電力効果を利用した光電変換素子の一種である。

第四次循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画のこと。『第四次循環型社会形成推進基本計画』では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね令和7年（2025年）までに国が講ずべき施策を示している。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息環境及び多様な河川景観を保全・創出するための河川管理である。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策計画

COP21 で採択されたパリ協定や7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である。計画では、令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年度までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けている。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」における京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である。

地球温暖化への適応に向けて～取組の方向性～（埼玉県）

「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」を踏まえ、地球温暖化対策推進委員会幹事会において、県内への影響評価や既存施策等の点検、今後の取組の方向性を整理した報告書「地球温暖化への適応に向けて～取組の方向性～」をまとめており、埼玉県の計画的な適応策の推進における指針となるものであることから、埼玉県の適応計画として位置付けている。

地球温暖化防止活動補助金

草加市で行っている、自然エネルギー等を有効に活用し、環境への負荷の少ない生活スタイルの推進を図るための補助金である。太陽光発電システムや太陽熱利用給湯器、地中熱利用給湯器、燃料電池給湯器、HEMS、家庭用蓄電池、雨水貯留施設のほか、電気自動車（内燃機関を用いないもの）や燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車を対象としている。

地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。

低炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、経済活動や生活水準のレベルを維持したまま二酸化炭素（CO₂）排出量の削減を実現した社会のこと。

動物由来感染症

動物から人に感染する病気の総称である。「動物由来感染症」は、世界保健機構（WHO）で確認されているだけでも200種類以上あり、日本でも数十種類程度が存在するとされている。

感染する病原体（ウイルス、細菌、寄生虫など）によって、人も動物も重症になる病気、人は軽症でも動物は重症になる病気、動物は無症状で人は重症になる病気など様々な症状がある。

特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法」（平成16年）によって規定された生物のこと。生きているものに限られ、卵・種子・器官なども含む。同法で規定する「外来生物」は、「海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの」として政令により定められる。

都市計画マスタープラン

平成4年（1992年）の「都市計画法」の改正により、市町村自らが当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める計画である。

●な行

燃料電池給湯器

省エネ効果の高い高効率機器の一つである。都市ガスなどから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて「発電」し、さらに、発電の際に発生する熱を捨てずに「給湯」に利用するシステムのこと。

●は行

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるため、地球温暖化防止に役立てることができる。

パリ協定

平成27年（2015年）12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ビオトープ

本来は、生きものが互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉であるが、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生きものの生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われている。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどに覆われて乾燥化した結果、夜間気温が下がらない事により発生する。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また上昇した気温がエアコンの需要をさらに増大させるという悪循環を生み出している。

浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粉じんの内、 $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m ）以下の粒子状物質のことを指し、ボイラーや自動車の排気ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

プラスチック資源循環戦略

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略である。

●ま行

マイクロプラスチック

海洋に流出したプラスチックが紫外線や水中で破断され、微粒子状になったもの。生態系・漁業・環境などにさまざまな悪影響を引き起こしているとされる。

水循環基本法

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること目的とした法律である。

緑の基本計画

「都市緑地保全法」の改正により創設され、市町村が策定主体となって作成する都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とする計画である。

猛禽類

タカ目、フクロウ目の鳥の総称である。一般的には鋭い嘴と爪を持ち、主に昆虫類や哺乳類、鳥類を捕食する。

●や行

屋敷林

防風、防火のため屋敷の周囲にめぐらされた樹林のこと。

●英数

BEMS

Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのこと。

BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が微生物によって二酸化炭素（CO₂）や水に分解されるときに消費される酸素の量をいう。単位は mg/ℓ で表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

COP

締約国会議（Conference of the Parties）を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

Eco-DRR

「生態系を活用した防災・減災（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction ; Eco-DRR）」は、生態系と生態系サービスを維持することで危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える対策である。このような Eco-DRR は、減災と気候変動適応の双方を達成する効果的なアプローチの一つとなる。

HEMS

Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理する仕組みのこと。

PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊する粒径 2.5 μm（マイクロメートル：μm＝100 万分の 1m）以下の小さなものを指し、ボイラーや自動車の排気ガス等から発生し、健康への影響が懸念されている。なお、10 μm 以下の粒子状物質のことをSPM（浮遊粒子状物質）といい、肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼすことから、大気汚染の原因の一つとされる。

ppm

parts per million の略である。百万分率を示す単位であり、大気汚染の濃度表示などに用いられる。例えば、1m³（100 万 cm³）の空気中に1cm³ の硫黄酸化物が混じっている場合の硫黄酸化物濃度を1ppm と表示する。

RCP

RCP は「Representative Concentration Pathways（代表的濃度経路）」の略。温室効果ガスの排出に関するシナリオ（濃度などがどのように変化するかについての仮定）を示している。数字が大きいほど、温室効果ガス排出量が大きい。

3R

循環型社会を形成していくためのキーワードであり、「リデュース（Reduce）廃棄物の発生抑制」「リユース（Reuse）再使用」「リサイクル（Recycle）再生利用」の頭文字をとったもの。